

外国につながる子どもたち支援事業 業務委託 仕様書

1 業務名

外国につながる子どもたち支援事業

2 業務の目的

三重県内で暮らす外国人の国籍は106ヵ国におよび、外国人の文化的背景は多様化し、日本語の習得が不十分な人が増加し、通訳が不足する中、多文化共生の環境整備が追いつかない状況にあります。新たな在留資格の創設に伴い、外国人住民の増加が一層見込まれる中、三重県内で育つ、外国につながる子どもたちへの、地域の担い手としての期待が高まっています。

しかしながら、外国につながる子どもは学校において、日本語での日常会話が十分にできなかったり、日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じたりしています。

これは、外国につながる子どもの、特に幼少期の、家庭における言語生活や教育事情に起因するともいわれています。現状を改善するためには、子どもたちにいち早く学習のための日本語を意識させ、保護者には家庭学習の重要性を伝える必要があります。

就学前支援教室（プレスクール）は、これらを就学直前の機会を利用して行うもので、あわせて、日本の学校生活や教育制度に関する情報を提供し、子どもや保護者の情報不足から来る誤解や戸惑いの解消を行うものです。また、小学校への入学を呼びかけ、子どもの不就学を回避するとともに、受け入れる学校にとっては子どもの実態を早期に把握することも可能になります。こうして、外国につながる子どもたちが日本の子どもたちと同じスタートラインに立てるようになります。

多文化共生の新時代を担う子どもたちが、本来持っている能力を発揮し、将来的に三重県を支える貴重な人材に育っていくためには、外国につながる子どもの特殊性に配慮し、このように早い段階で学習環境を整える必要があります。

本業務は、各市町でのプレスクールの立ち上げを促進するため、プレスクールの実施に必要となる人材（現地コーディネーター、指導員、通訳者）の育成、教材やマニュアルの作成を行うものです。

なお、本事業における「プレスクール」とは、次のとおりとします。

学校教育法第1条による公立学校の入学予定者のうち、新1年生年齢の外国人の子どもを対象として、文化や言語の多様性を前提としながら年齢相応の認知発達の支援を図り、初期の日本語指導及び学校生活指導を行うこと。

3 委託期間

契約日から令和2年2月14日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 研修の企画、運営

プレスクールの実施に必要な人材を育成するため「合同研修会」及び「専門研修会」を開催します。

①研修の対象者

ア 現地コーディネーター、指導員、通訳者

プレスクールの実施に必要な現地コーディネーター、指導員、通訳者となる候補者を募集します。計10名を参加者数の目標とします。

なお、現地コーディネーターは、就学前の子どもに関係する機関・組織(プレスクールの実施主体、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、保護者等)における連絡調整や、指導員・通訳者に対するサポートなどの役割を担います。

また、指導員は、日本語指導の専門教育を受けている方か、外国人の子どもへの日本語指導に係る経験等を有する方を想定しています。

イ 市町担当者

県内29市町の「教育委員会」「多文化共生担当課」「幼稚園・保育園担当課」の職員の計20名程度を参加者数の目標とします。

ウ マニュアル・教材作成委員

日本語指導等に関する実務者3名以上

②研修会の講師

外国につながる子どもたちの母語や文化を理解する日本語教育等の専門家とし、「合同研修会」の講師は1名以上、「専門研修会」の講師は4名以上を選定すること。

③研修会の内容

下記の研修会を開催すること。

ア 合同研修会(1回)

【対象者】 現地コーディネーター、指導員、通訳者
市町担当者、マニュアル・教材作成委員

【研修時間】 1回、4時間以上

【研修内容】 外国につながる子どもたちの現状、プレスクールの意義、目的、必要性、実施による効果など基礎を学ぶ

イ 専門研修会(4回)

【対象者】 現地コーディネーター、指導員、通訳者、
マニュアル・教材作成委員

【研修時間】 上記の対象者別に各1回の計4回、計16時間以上

【研修内容】 それぞれに期待される役割や実務を学ぶ

④留意点

- ・参加者は三重県内から広く募集することを想定しており、参加者を確保する方法や公募の場合に活用する広報媒体等について提案してください。
- ・研修会資料を作成し、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業である旨、および、三重県の委託事業である旨を表記してください。なお、参加者募集チラシ等を作成する場合も同様に表記してください。
- ・受講者には、研修が役に立つものか(理解度)を4段階で評価するアンケートを実施してください。

(2) プレスクール実施マニュアル・教材の作成

①業務の内容

マニュアル・教材作成委員で構成する「プレスクール実施マニュアル等作成会議」(以下「作成会議」という)を開催し、市町がプレスクールを実施する際の手引となるマニュアルと教材を作成します。

作成したマニュアルおよび教材は、既存のプレスクール等での使用テストを経て、その内容を調整してください。

②作成会議

開催回数は4程度

③マニュアルの内容および作成部数

マニュアルには次の内容を含むこととしますが、事業者からの提案を受け付けます。また、マニュアルは三重県内で使用することを想定して作成してください。

成果品として納品する 100 部のほか、使用テストのため20部の計120部を作成してください。

- ・プレスクール事業を企画・運営する際のポイント
- ・プレスクールにおける日本語指導、学校生活指導の進め方
- ・カリキュラム
- ・プレススクールで使用する教材の例示

④教材の内容および作成部数

三重県内で使用することを想定して作成してください。

教材は、プレススクールで使用しやすい形態とし、使用テストのため 100 部を作成してください。

⑤留意点

マニュアルには、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業である旨、および三重県の委託事業である旨を表記してください。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとします。また打合せ場所は原則として、みえ県民交流センター（津市、アスト津）内とします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。

6 納品する成果品

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和2年2月14日(金)のいずれか早い日までに、業務完了報告書（様式任意、A4版・両面印刷）およびマニュアルを本課に提出して完了検査を受けることとします。

(1) 業務報告書

業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (ウ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ（Word ファイル）一式（CD-R 等）

(2) マニュアル

納品部数は次のとおりとします。

100部、電子データ（Word ファイル）一式（CD-R 等）